



いしい

【スポーツ少年団体駅伝大会】

よく晴れた冬の朝、
寒さに負けず走り抜く。
子ども達の笑顔があふれていました。



議会だより

令和元年第4回定例町議会(12月議会)において、町長が当面する町政の重要課題等について所信を述べました。要旨は、次のとおりです。

町政の概要

■母子保健事業

昨年4月から、「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師や助産師が妊娠中から産後を含め、就学前までの子育て期のさまざまな相談に対応し、支援できる体制を整えています。ぜひ、ご活用ください。

子どもを産み育てやすい環境をさらに充実させるため、現在、中学校修了までとなっている子どもはぐくみ医療費助成を、令和2年4月1日診療分から18歳到達後の最初の3月31日までに対象年齢を拡大します。申請が必要なお子さんには2月上旬に個人通知をしますので申請をお願いします。

また、医療費助成の財源を確保するため、令和2年3月31日で出産祝金の制度は廃止させていただきます。ご理解くださいますよう、お願いします。

■プレミアム付商品券事業

対象のお子さんがいらっしゃる世帯や、申請をしていただいた方には、「プレミアム付商品券購入引換券」を発送済です。商品券の購入期限は2月29日、使用期限は3月31日までとなっておりますので、お忘れなくご使用ください。

■給食センター

昨年10月1日から、株式会社東洋食品に、各学校・幼稚園の給食調理・洗浄・配送業務を委託しています。献立については県の栄養士が行い、食材の購入は、地産地消の商品を取り入れることが出来るよう確認しながら、町が入札を行っています。今後も、園児・児童・生徒に喜んでもらえる給食を提供できるように、業務を進めていきます。

■旧石井幼稚園・園舎解体工事

解体工事の請負業者が決定

しましたので、準備が整い次第、園舎の解体工事に取りかかります。近隣住民の方々及び小学校、幼稚園をご利用の方々には、ご迷惑をお掛けしますが、安全対策を徹底し工事をを行いますので、ご理解ご協力をよろしくお願いします。解体後の町有地については、住宅用地としての売却を含め、活用方法を検討していきます。

■高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

今年度、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の節目年齢の方及び101歳以上の方に対し、昨年4月に接種券を郵送し、無料で予防接種を行っています。接種期限が令和2年3月31日までと残りわずかですので、接種を受けていない方はお早めにお願います。

■高齢者福祉関係

いきいき百歳体操、認知症予防体操に加え、昨年10月から、徳島大学歯学部尾崎教授のご協力により、お口の健康を保つための健口(けんこう)体操も実施しています。毎日、自宅で取り組むことが

できる体操です。飲み込む力・食べる力を高め、元気でいきいきした生活を送るため、ぜひ取り組んでください。

また、介護保険や高齢者福祉事業、医療機関に関する最新情報を掲載した「高齢者ガイドブック」を作成し、希望者に配布しています。

■民生委員・児童委員の改選

3年に一度の委員改選のため、57名の委員の方々に委嘱状伝達式を行いました。改選により21名の方々が退任されました。永年、石井町のためにご尽力いただき、ありがとうございました。

また、新たに就任された21名を含めた57名の民生委員・児童委員の皆様方にも力強いご支援を賜りますよう、お願いします。

■インフラ整備事業

八坂橋の架け替え工事である町道高川原33号線改良事業ですが、現在、既設コンクリート矢板の撤去を行っています。

石井アグリ通りの石井50号線改良事業ですが、舗装工事が9月に竣工し、ご利用いただいています。工事中はご不便、ご迷惑をおかけしましたが、ご協力いただきありがとうございました。

天神橋補修工事ですが、昨年11月に発注し、3月の竣工を予定しています。引き続き、橋梁の安全性・信頼性の確保に努めたいと考えています。また、都市公園の老朽化対策について、飯尾川公園・前山公園をはじめとした都市公園の長寿命化修繕計画策定業務を履行中です。

■広域ごみ処理施設整備

徳島市では、前年度からの繰越事業である、新施設への搬入ルート上に新設する橋梁に係る予備設計業務が大詰めを迎えています。

また、昨年度までの地元説明会より対象者の規模を狭め、集落等の単位での地区説明会を実施するなど、地元合意に向けた事業を進めていると聞いています。並行して、関係する6市町で事務レベルでの検討を重ねています。徳島市に対し、石井町の意向を少しでも反映していただけるよう、引き続き要望していきます。

■移動図書館

町内11カ所と幼稚園・保育所を月に1回ずつ巡回していますが、来年度から、利用者が多い場合は、月に2回巡回できるように検討しています。天候の良い時期には、移動図書館車で読み聞かせをする等、皆さまのご意見を反映し、利用活用の充実を図っていきたいと考えています。

■石井町総ぐるみ人権啓発研修大会

12月の人権週間にあわせて、去る12月7日に中央公民館いしい藤ホールにおいて「石井町総ぐるみ人権啓発研修大会」を開催しました。小中学生の人権作文表彰と発表、名西高校生による人権コンサートに加え、コンゴ出身のモフランさんに、アフリカ音楽と講演を行っていただき、多くの方々が参加されました。人権の大切さを改めて考えていただく良い機会になったと思います。

■文化財関連

令和元年度に阿波藍が日本遺産となったことを受け、昨年11月3日の文化の日に、田中家住宅・武知家住宅の一般

見学会を開催しました。童学寺で開催されていた「いろは市」の会場を拠点にシャトルバスを運行し、町内外からお越しの来場者に日本遺産である文化財を知っていただけた事が、絶好のPR機会であったと感じています。

■地積調査事業

高川原、天神地区の一部について、昨年11月22日に事業説明会を開催し、現地調査を開始しました。地権者の皆さまには、円滑な地籍調査が行えますよう、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

■森永乳業徳島工場跡地

森永乳業徳島工場跡地（高原字関）について、森永乳業株式会社から、昨年10月29日に清水物産関東SP株式会社と跡地売買の契約を締結したと報告がありました。主に、スパイスを扱う会社で、操業開始時期は未定ですが、工場を新設し、ニンニクやショウガの加工、カレーの製造等の事業を検討しているとのこと。

2011年の工場閉鎖以降、動きのなかったこの地で、新たな企業活動が行われるこ

とによって、産業の振興や新たな雇用につながることも、大いに期待しています。

当該企業の立地の動向に注視しつつ、行政としてできる範囲内でサポートしたいと考えていますので、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

■税務課

11月・12月は、「県税・市町村税・県下一斉徴収強化月間」です。11月2日には、徴収強化の取組みとして、県職員・市町村職員による街頭啓発活動をイオンモール徳島で行いました。

また、滞納者の納税相談や預金調査、事業所への給与照会、差押等、徴収対策の強化に向けた取組みも行っています。今後も、町政運営の主要な財源である町税について、正確な課税事務の執行及び公平・公正な滞納整理により町民の皆さまの信頼を得るよう、努めて参ります。

なくなり、プレミアム付商品券の使用期限が終了します。

・使用期限・

令和2年3月31日（火）まで



石井町商工会

☎ 674-1292

暮らし

インフルエンザ予防接種費用の助成

中学3年生のインフルエンザ予防接種費用の助成を行っています。申請がまだの方はお急ぎください。

対 象 石井町に住民登録のある
中学3年生

対象期間 令和元年11月1日～
令和2年1月31日まで
での接種分

助成額・回数 上限3,537円、
1人1回限り

申請できる期間 3月31日まで

問健康増進課 ☎674-0001



高齢者の肺炎球菌ワクチン接種について

次の対象者の方は3月末日まで接種を受けることができますので機会を逃さないようにご注意ください。

接種券がない方は健康増進課(保健センター)までお問い合わせください。

今まで23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがない次の生年月日の方が対象です。

○65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の節目年齢の方及び101歳以上の方

○60歳～65歳未満(心臓・腎臓・呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方)

問健康増進課 ☎674-0001

健康相談・体操教室

日 時 4月16日(木)

健康相談 (要予約)

午後1時～午後3時

体操教室 午後3時～午後4時

場 所 保健センター

対 象 町内在住の40歳以上の方

参加費 無料

問健康増進課 ☎674-0001

国民健康保険被保険者証の更新

現在お持ちの被保険者証については、有効期限が3月31日までとなっています。

新しい被保険者証は、世帯員全員分をまとめて世帯主あてに、3月中に郵送により交付します。

問住民課 ☎674-1114

高川原福祉会館だより

	職業相談	人権相談
日 程	4月相談日なし (奇数月のみ)	4月9日(木)
時 間	午後1時半～3時半	午後1時～3時半
相談員	ハローワーク職員	石井町人権擁護委員
「成年後見」無料相談		
日 程	3月24日(火)	
時 間	午後3時～5時	
相談員	行政書士(コスモス成年後見サポートセンター)	
場 所	高川原福祉会館 ☎674-0403	

お墓のお供え物について

お墓にお供え物を残すと、野生動物を呼びよせ、繁殖の原因になります。お供え物はお参りの後、持ち帰っていただきますようお願いいたします。

問福祉生活課 ☎674-1116

徳島税務署からのお知らせ

申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日(木)まで延長されました。

なお、確定申告会場が「アスティとくしま」に設置される期間は3月16日(月)までです。3月17日(火)以降の申告相談については徳島税務署にご確認ください。

問徳島税務署 ☎622-4131

とくしまマラソン2020

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、

**とくしまマラソン2020は
中止となりました。**

大会規定により、参加料の返金はありません。

問とくしまマラソン実行委員会事務局 ☎088-621-2150

HP <https://www.tokushima-marathon.jp/>

「お知らせ」は、こちらからお読みください



催 し

桜ウォーキング2020

日 時 4月5日(日)
午前8時～午前11時
※小雨決行・雨天中止

集合場所 前山公園

コース 前山公園～前山林道～地蔵峠(頂上で太極拳などのアトラクションあり)

参加費 無料

主 催 NPO法人 四季の会

「とくしま発達障がい啓発イベント2020」

日 時 4月4日(土)
午前10時～

場 所 文化の森 21世紀館

内 容 パネル展・作品展、個別相談会等

※詳しくは、ホームページ【徳島県発達障がい者総合支援センター】で検索を!

☆「徳島県発達障がい者総合支援センター」では、発達障がいに関して、乳幼児から成人まであらゆる年代層の方の、家庭生活や学校生活、就労に関するご相談をお受けしています。相談は予約制で、県内5箇所でも移動相談も行っています。

◎ハナミズキ(小松島市)
☎ 0885-34-9001

◎アイリス(美馬市)
☎ 0883-63-5211



広報いしい作成時には開催予定のイベント・相談会等も、新型コロナウイルスの影響で中止・延期等になる可能性があります。

また、町が主催するイベントについては、3月中はすべて中止となりました。4月以降のイベントについては、現在のところ未定です。今後も、ホームページ等で広報していきますので、ご確認ください。

町有施設についても、3月末までの利用を、原則許可しないこととしています。

※この情報は3月2日時点の内容です。

広報いしい発行日には状況により、決定内容が変更となっている場合があります。



第9回いろは手作り市

日 時 4月19日(日)
午前10時～午後4時

場 所 童学寺

内 容 手作りの雑貨やお菓子等の販売・ライブなど

問いろは手作り市実行委員会
☎ 674-0138

みらいフェスタ in いしい

日 時 5月17日(日)
午前10時～午後2時

場 所 OK いしいパーク(飯尾川公園)グラウンド

対 象 幼児、小学生など

内 容 ダンス、あそびのひろば、模擬店、子育て相談コーナー、お仕事体験などを予定しています。

主 催 石井町はぐくみ子育て応援団

問石井町社会福祉協議会
(石井町ボランティアセンター)
☎ 637-4333

募 集

とくしまIPPIN店の募集について

とくしま地産地消推進協議会では、徳島東部地域定住自立圏域12市町村(徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町)内の地場産食材の利用拡大を図り、地産地消を推進するため「とくしまIPPIN店」を募集しています。

申請には、12市町村内の地場産食材を活用した商品を提供していることが条件です。詳しくは、石井町ホームページをご覧ください。

問産業経済課 ☎ 674-1118

JICA海外協力隊募集

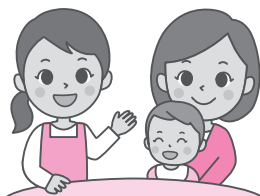
世界70カ国・1000を超える仕事、今必要とされています。あなたの技術・経験を開発途上国で生かしてみませんか?

募集期間 3月30日(月)正午まで
募集資格

生年月日が1950年4月1日から2000年9月2日までで、日本国籍を持つ方

問JICA(ジャイカ)海外協力隊募集事務局

☎ 042-404-5021



令和2年度 自衛官等募集案内

種 目		資 格		受 付 期 間	試 験 期 日
幹 部 候補生	一般	大卒程度	22 歳以上 26 歳未満の者	5 月 1 日まで	1 次 5 月 9・10 日 2 次 6 月 9～12 日
		院卒者	修士課程修了者等(見込含) 20 歳以上 28 歳未満の者		
	歯科	専門の大卒（見込含）20 歳以上 30 歳未満の者	1 次 5 月 9 日 2 次 6 月 9～12 日		
	薬剤科	専門の大卒（見込含）20 歳以上 28 歳未満の者			
航空学生		高卒（見込含）23 歳未満の者		7 月 1 日～9 月 10 日	1 次 9 月 22 日 2 次 10 月 17～22 日 3 次 11月14日～12月17日
一般曹候補生		18 歳以上 33 歳未満の者		5 月 15 日まで	1 次 5 月 23 日 2 次 6 月 24～29 日
				7 月 1 日～9 月 10 日	1 次 9 月 18～20 日 2 次 10 月 9～14 日
自衛官 候補生	男子	18 歳以上 33 歳未満の者		年間を通じて行っています	受付時にお知らせします
	女子				
防 衛 大 学 校 学 生	推薦	高卒（見込含）21 歳未満の者 かつ高等学校長の推薦等必要		9 月 5 日～9 月 11 日	9 月 26・27 日
	総合 選 抜	高卒（見込含）21 歳未満の者 （自衛官は 23 歳未満）			1 次 9 月 26 日 2 次 10 月 31・11 月 1 日
	一般 （前期）			7 月 1 日～10 月 22 日	1 次 11 月 7・8 日 2 次 12 月 8～12 日
防衛医科大学校 医学科学生		高卒（見込含）21 歳未満の者		7 月 1 日～10 月 7 日	1 次 10 月 24・25 日 2 次 12 月 9～11 日
陸上自衛 隊高等工 科学校 生徒 （男子のみ）	推薦	中卒（見込含）17 歳未満の者 かつ中学校長等の推薦等必要		11 月 1 日～11 月 30 日	令和 3 年 1 月 10・11 日 いずれか 1 日を指定
	一般	中卒（見込含）17 歳未満の者		11 月 1 日～ 令和 3 年 1 月 6 日	1 次 令和 3 年 1 月 23 日 2 次 令和 3 年 2 月 4 日～7 日
予備 自衛官補	一般	18 歳以上 34 歳未満の者		① 4 月 10 日まで	① 4 月 18 日～22 日
	技能	18 歳以上で国家免許資格等を有する者		② 7 月 1 日～9 月 11 日	② 10 月 3 日～6 日

問 自衛隊鴨島地域事務所 ☎ 0883-24-7008

ふるさと納税の状況について

平成31年4月1日から令和2年2月29日までのふるさと納税の状況をご報告させていただきますとともに、あらためてお礼申し上げます。

寄附件数 1,521 件

寄附総額 28,050,630 円

将来に向けた魅力あるまちづくりのために活用させていただきます。

石井町では、町外にお住まいの「石井町を応援したい」と思っている方からの寄附金を随時募集しています。ふるさと納税は、寄附をすることで所得税とお住まいの市町村の住民税から一定の控除を受けることができます。石井町ホームページ (<https://www.town.ishii.lg.jp/>) でも、ふるさと納税の仕組みや寄附金の使い道などについて紹介しており、寄附金申込書のダウンロードを行うことができます。

問 総務課 ☎ 674-1111

あなたの空き家を活用しませんか？

石井町空き家バンク制度のご案内

石井町では、空き家を有効に活用していただくため、石井町空き家バンクを設置しています。

石井町空き家バンクでは、現在ご所有の空き家を「売りたい」「貸したい」方が、専用のインターネットサイトに物件情報を登録し、全国の空き家を「買いたい」「借りたい」人々に情報公開しています。

【空き家バンクのご利用方法】

Step

ステップ1：登録希望物件の調査

- 登録希望の方は、まず役場（総務課）までご相談ください。
- 原則として居住可能な空き家が対象となります。
- 空き家判定士（建築士）が、登録希望物件の間取り図作成や傷みの調査などをおこないます。



専門家の調査で安心！



空き家の調査をします！

※空き家の状態によっては登録できない場合もあります。
※空き家判定士による調査には8万円が必要ですが、今なら自己負担8千円で、残りは町が負担します。

Step

ステップ2：空き家バンクへの登録

- 調査結果をもとに、空き家を石井町空き家バンクに登録します。
- 登録した空き家は、インターネットを介して、全国の空き家を探している方が閲覧します。



Step

ステップ3：マッチング及び契約の締結

- 空き家の所有者と利用希望者との間には、専属の宅地建物取引士が入り、両者からの相談や、契約の締結までお手伝いするため、とても安心です。



安心してお取引ができました！



石井町空き家バンクに関するお問い合わせはこちらまで

石井町総務課 ☎ 088-674-1111 (平日午前8時30分～午後5時15分まで)

石井町空き家バンク インターネットサイト URL (アットホーム版)

<https://ishii-t36341.akiya-athome.jp>

町税は納期内納付で！

～税金を滞納しない・させない町 石井！！～

納期内に
納めてね！



石井町では、税負担の公平性確保および安定した行政サービス提供のため、町税の滞納を一掃する取り組みを強化しています。

町税の滞納は、町の財政を圧迫し、住民サービス（福祉・教育・土木事業など）に支障をきたすことにもなりかねません。

そして何よりも、納期内に納付していただいている大多数の納税義務者との公平性を欠くことになり、また、皆様からいただいた貴重な税金を督促状や催告書の送付など余分な経費に費やすことにもつながります。

このため石井町では、平成28年度から徳島県税務職員の長期派遣制度を活用し、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対しては、財産の差押を実施し、滞納処分を強化しています（表1参照）。

税金を納期限までに納めなかった人には、まず督促状が送付されます。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、滞納者の財産（預金、生命保険、給与、自動車、不動産等）を差し押さえなければならないと法律には規定されています（国税徴収法第47条）。さらに、納期限を過ぎた場合には、延滞金（年率8.9%）もかかります。

滞納の状態が長らく続いた場合には、最終段階として、徴収を専門とする徳島滞納整理機構への移管や、地方税法第48条の規定により、徳島県への徴収業務の引き継ぎが行われ、町よりも厳しい滞納処分が実施されることとなります。

表1 差押実施件数の推移

	件数	取立金額
H28年度	5件	414,453円
H29年度	77件	4,403,637円
H30年度	150件	8,662,396円



差押実施件数については、税務課にも掲示しています。

問 税務課 徴収係 ☎ 674-1115

軽自動車・ 原動機付自転車 等をお持ちの方へ



軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。月割制度がないため、4月1日時点で車両を所有している場合、4月2日以降に廃車・譲渡の手続きを行っても、その年度分の税金を納めていただくことになりますので、不要な軽自動車等は、4月1日までに廃車・譲渡の手続きを行ってください。

盗難等による紛失や廃車・譲渡の申告を行っていない場合、必要な手続きがありますので、各車種に応じた申告場所にお問い合わせください。

車 種	手続きする場所	所在地・電話番号
軽自動車等	軽自動車検査協会 徳島事務所	〒771-1156 徳島市応神産業団地1-3 ☎ 050-3816-3123
軽二輪車 (125cc超250cc以下) 小型二輪車(250cc超)	四国運輸局 徳島運輸支局	〒771-1156 徳島市応神産業団地1-1 ☎ 050-5540-2074
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	石井町役場 税務課	〒779-3295 石井町高川原字高川原121-1 ☎ 088-674-1115

石井町がインターネットを使ってクレジットカードで 24時間いつでも 納付できます!!

ご利用方法

納税通知書(納付書)とクレジットカードを手元に用意し、スマートフォン、タブレット端末等から石井町ホームページにアクセスしてください。フィーチャーフォン(ガラケー)ではご利用いただけません。

石井町ホームページ URL

<https://www.town.ishii.lg.jp/docs/2019020700027>

検索エンジンからアクセス

石井町 クレジット

検索



QRコードでアクセス
QRコードを読み取り
アクセスしてください

① 納付税目選択

「石井町税納付サイト」へアクセスし【同意して次へ進む】をクリックします。
次画面で納付する税目を選択してクリックします。

② 納付情報照会

「納付番号」「確認番号」※1を入力し、【次へ】をクリックすると納付情報が表示されますので確認のうえ【次へ】をクリックします。

③ 支払情報入力

クレジットカード情報を入力し【次へ】をクリックします。メールアドレスを入力いただいた場合は、決済完了後、納付手続き完了メールを送信します。※2

④ 納付完了

最後に納付内容確認画面が表示されますので、確認し【納付手続実行】をクリックします。これで納付手続きは完了です。

※1 納税通知書(納付書)に記載されている「納付番号」「確認番号」をそのまま入力してください。ハイフンは省略し、「0」は省略しないでください。「納付番号」「確認番号」が記載されていない納税通知書(納付書)では、クレジットカードでの納付はできませんので、役場または金融機関の窓口で納付してください。

※2 メールアドレスを入力しない場合は、納付受付完了画面を印刷し、記録として残しておくことをおすすめします。
なお、納付手続完了メールや納付手続完了画面を印刷したものは、あくまで納付手続きが完了したことを記録するものであり、領収証書の代わりになるものではありません。

システム利用料について

納付金額に応じて、次のシステム利用料が別途必要です。
※ システム利用料は、石井町の収入ではありません。

納付金額	システム利用料(税抜)
1円～10,000円	100円
10,001円～20,000円	200円
20,001円～30,000円	300円
30,001円～40,000円	400円
40,001円～50,000円	500円
以降納付金額が10,000円増えるごとに、100円(税抜)加算されます。	

注意事項

- 石井町から領収証書は発行しません。領収証書が必要な方はクレジットカード以外の納付方法をご利用ください。
- フィーチャーフォン(ガラケー)からのご利用はできません。
- 納付内容はカード会社が発行する利用明細等でご確認ください。
- 軽自動車税については、納税証明書発行に時間が掛かることから、車検が間近の方は納付書による納付をお勧めします。
- コンビニエンスストア等での、クレジットカードによる納付はできません。
- 納付書記載の納期限を過ぎた場合はクレジットカードでの納付はできません。
- スマートフォン、タブレット端末等のインターネット接続費用やパケット代は利用者負担になります。

問 税務課 ☎674-1115

引っ越したら 住民票を移しましょう！

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

《転出前》

引っ越し前の市区町村に転出届を提出し、転出証明書を受け取る



《転入した日から14日以内》

引っ越し後の市区町村に転出証明書を添えて、転入届を提出

○ 転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」をお持ちください！

引っ越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、又は住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

Q & A 引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票はどうしたらいいの？

国政選挙では、旧住所地に3カ月以上住んでいれば、投票日当日に、**旧住所地の投票所**に行って投票するか、投票日前でも**旧住所地の期日前投票所**に行って投票することができます。**選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、不在者投票**を活用できます。

※ 都道府県（市区町村）の選挙においては、当該都道府県（市区町村）の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

Q & A 外国に引っ越した場合、投票はどうしたらいいの？

在外選挙制度により、外国にいても日本の国政選挙で投票することができます。投票するためには、**在外選挙人名簿**に登録する必要がありますので、お住まいの住所を管轄する日本国大使館・総領事館で申請してください。

在外選挙制度では、「**在外公館投票**」「**郵便等投票**」「**日本国内における投票**」のいずれかの方法により投票できます。

詳しくは 総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/index.html>
外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>
石井町住民課 選挙管理委員会 ☎ 674-1114

マイナンバーカードを つくりませんか？



こんなに便利!!

- マイナンバーの提示と公的な身分証明がこれ1枚で OK
- e-Tax（国税電子申告・納税システム）等の電子申請に利用できます
- 今後はマイナポイントでお得に買い物や、健康保険証としても利用できるようになります

安全対策もバッチリ!!

- 顔写真付で暗証番号も設定されているので、他人がなりすまして使うことはできません
- ICチップの中には、税や年金などの個人情報が入っていないため、持ち歩いても大丈夫！

申請方法

(表)

(裏)

① 郵送

交付申請書に顔写真を貼った後、封筒に入れて郵便ポストに投函

② スマートフォン

ケータイのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書の QR コードを読み取り、申請

③ パソコン

デジタルカメラで顔写真を撮影し、申請用ウェブサイトにアクセスして申請

④ まちなかの写真機（一部、申請できない機種があります）

交付申請書を持参して、申請のできる証明用写真機で QR コードを読み取り、申請

※初回発行手数料は無料です。（①と④の場合、写真代は別途必要）

※マイナンバーカード交付申請書は、通知カードの下に付属しています。

通知カードを紛失した方や、住所・氏名等に変更があった方は、新しい申請書をお渡ししますので、本人確認書類を持って住民課までお越しください。

申請してから約1ヶ月後に、ご自宅へ交付案内の封筒を送付します。カードのお渡しは住民課で行いますので、電話予約後、交付案内通知に記載の必要な持ち物をお持ちのうえ、ご本人の来庁をお願いします。

スマホでカンタン！

マイキーID の設定方法



INTRODUCTION



マイナポイントを利用するためには「マイキーID」の設定が必要です。「マイキーID」の設定方法を説明します。

※電子証明書の更新前にマイキーIDを設定した方は、更新後に改めてマイキーIDを設定する必要はありません。(利用者証明用電子証明書の更新の翌日に、再びマイキーIDが有効になります)

▼詳しくはこちら



「マイナポイント」で検索してね！

マイナポイント 検索



STEP 1

マイキーIDの設定は、公的個人認証サービス対応のスマートフォンで可能です。公的個人認証サービス対応のICカードリーダライタがあれば、パソコンでも可能です。

スマートフォンかPC・カードリーダーがある人は自分でできるよ！



住んでいる自治体でもできる場合があるからね

※詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせください

※お住まいの自治体でもマイキーIDの設定が可能な場合があります。詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせ下さい。



スマートフォン

※公的個人認証サービス対応のスマートフォン。

STEP 2

「AppStore」もしくは「Google Play」から「マイナポイントアプリ」を検索し、アプリをインストールします。

※Androidは別途「JPKI利用者ソフト」のインストールも必要です



STEP 3

「マイナポイント」のアプリケーションを起動します。「マイキーIDの発行」をタップし、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取ります。



STEP 4

マイナンバーカードを読み取り、4桁の暗証番号*を入力します。

※マイナンバーカード申請時、又は受け取り時に設定した4桁の暗証番号になります。



STEP 5

「マイキーID」は、自動で生成されます。「マイキーID」は、8桁(半角大文字英数字)になります。



STEP 6

「マイキーID」の設定は完了です。

マイナンバーは使いません。マイナンバーカードの機能を利用し、IDを設定します。



マイナポイントを活用した 消費活性化策のご案内



公的個人認証
サービスPRキャラクター
マイキーくん

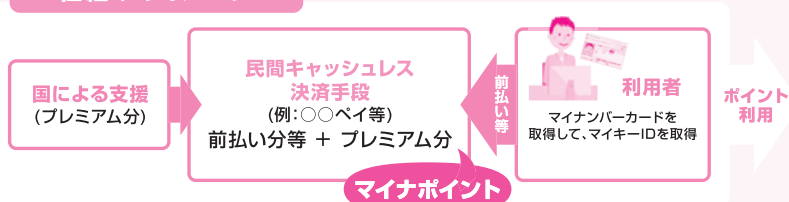


マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

2020年度 ポイントを活用してお得に買い物！！

マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定の上、一定額を前払い等した方に対して
国が「マイナポイント」を付与します。(2020年度実施予定。制度の詳細は検討中。)

仕組みのイメージ



出典「デジタルガバメント関係会議」(令和元年9月3日)資料4を基に総務省作成

利用場面の一例

スマホによる
QRコード決済等で
ポイント利用



オンラインショップで
ポイント利用



『マイナポイントを貰うためには?』

準備① マイナンバーカードの申請・取得

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカードはパソコン・スマートフォン・郵便・まちなかの
証明写真機から申請することができます。

※マイキーIDの設定にはマイナンバーカードのICチップに「電子証明書」を搭載する必要があります。
パスワード設定が必要なので、カードの申請時又は受取時にお住いの市区町村で設定してください。



マイナンバーカードの
申請方法はこちら!



準備② マイキーIDの設定

【②-1】



スマートフォン

- マイナンバーカード
- アプリのインストール

※公的個人認証サービス対応のスマートフォンのみ対応。

又は

パソコン

- マイナンバーカード
- カードリーダー



1 2 3 4

マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号(4桁)

【②-2】

マイキーIDの設定



詳細はウラ面参照

『マイナポイントのご利用』

民間決済事業者の決済手段を活用して、マイキーIDを用いたマイナポイントの利用手続きを行います。
※詳細は検討中。今後、お知らせ予定。

【お問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 (マイナンバー 音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。)

平日:9時30分～20時00分/土日祝:9時30分～17時30分(年末年始 12月29日～1月3日を除く。)



総務省



内閣府

戦没者等のご遺族の皆様へ 特別弔慰金の支給について

●趣旨

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。一定の日（基準日）において、遺族の中に恩給法による公務扶助料、援護法による遺族年金等の受給権を有する方がいない場合に先順位の遺族1名に対して特別弔慰金を受ける権利の裁定がなされます（その方と同順位の者がある場合は、その裁定をもって全員に対してしたものとみなされます。）。

●支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、恩給法による公務扶助料等、援護法による遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 令和2年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の父母
4. 戦没者等の孫
5. 戦没者等の祖父母
6. 戦没者等の兄弟姉妹
7. 上記1から6以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容

額面 25 万円、5 年償還（年 5 万円）の記名国債

●請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

（請求期間を過ぎると、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅するので、ご注意ください。）

●請求受付

石井町役場福祉生活課 午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）

混雑が予想されますので、来庁の際はご連絡のうえ、時間に余裕を持ってお越しください。

●注意事項

- ① 請求書については、令和2年4月1日より前には受け付けることができません。また、請求者の戸籍抄本についても4月1日より前に取得したものは受け付けることができませんのでご注意ください。
- ② 請求は、請求者の住所地で行うこととなっています。法定代理人や相続人による請求の場合は、これらの方々の住所地の市区町村が受付窓口となりますのでご注意ください。

病児保育の広域利用のご案内

小学校を卒業するまでのお子様が病氣中や病氣の回復期にあって、かつ保護者が就労している等の理由により家庭で保育ができないときに、お子様を一時的に預かる「病児保育事業」を実施しています。

■対象者 徳島市、小松島市、石井町、勝浦町、佐那河内村、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町にお住まいの、小学校を卒業するまでのお子様

■実施施設 ※お住まいの市町村に関係なく、どの実施施設でも利用することができます。
徳島赤十字乳児院については、乳児・幼児のみ利用可能です。

施設名・所在地・電話番号			利用できる日時
藤岡小児クリニック	徳島市昭和町8丁目66	☎(088)622-0012	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日及び8月12日～8月15日、12月29日～1月3日は除く。
田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町3丁目3-41	☎(088)633-2055	
愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路8-1	☎(088)635-2299	
えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲3丁目1-24	☎(088)664-8580	
ひなたクリニック	徳島市応神町古川字戎子野81-4	☎(088)678-5461	
末広ひなたクリニック	徳島市末広2丁目1-111	☎(088)624-8660	月曜日～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:30～16:30 ※日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除く。
徳島赤十字乳児院	小松島市中田町字新開2-2	☎(0885)32-0555	
伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井726-7	☎080-6391-9523	
北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内19-1 ☎(088)697-2281(8:00～9:00) ☎(088)697-2221(9:00～)		
富本小児科内科	板野郡藍住町東中富字東傍示 11-4	☎(088)678-2111	

■利用料金 1人当たりの日額 1,800円

(お住まいの市町村における生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税が均等割のみ課税の世帯は900円)

※利用料は、父母及び同一世帯者の課税により算定します。課税状況が確認できない場合は、一旦1,800円をお支払いいただき、課税証明書の提出をもって払い戻しいたします。

■お問い合わせ先 各実施施設、または石井町役場子育て支援課 (☎674-1623) まで

地域子育て支援拠点事業のお知らせ

乳幼児のいる子育て中の保護者の交流や育児相談、子育てに関する講座や情報提供などを行っています。子育て中の方が集まることのできる憩いの場としてお気軽にご利用ください。皆様との出会いを楽しみにしています。

★こどもねっといい子育てサロン (高川原130-1 石井中学校西隣)

■開催日 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
土曜日(月1回) 午前10時～正午

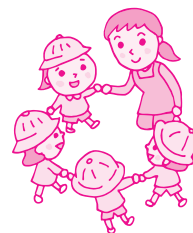
☎635-5799

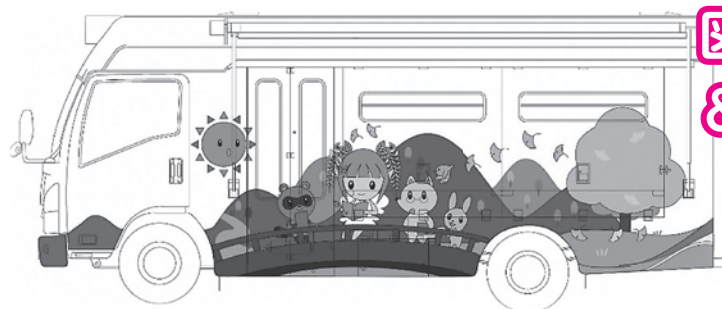
★さくら認定こども園 にじぐみ (高川原1254-1 高川原小学校前)

■開催日 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
土曜日 午前9時～正午

(土曜日は東側園庭のみ開放しています。)

☎675-0980





図書室だより広報出張版 & 移動図書館車巡回日程

3月～4月の
巡回日程



悪天候の場合は中止することがあります。

巡回日	巡回場所	時 間	巡回日	巡回場所	時 間
3月18日 (水)	高原小学校西駐車場	10:00～11:00	3月19日 (木)	石井町役場	10:00～11:00
	阿波食ミュージアム	14:00～15:00			
3月26日 (木)	あべ歯科医院駐車場(竜王)	14:00～15:00	3月27日 (金)	フジグラン石井	10:00～11:00
				高川原簡易郵便局	14:00～15:00
4月8日 (水)	フジグラン石井	14:00～15:00	4月9日 (木)	ファミリーマート浦庄店	10:00～11:00
				石井町役場	14:00～15:00
4月10日 (金)	曾我団地集会所	10:00～11:00	※翌月15日からの巡回日程は次号に掲載します。月ごとの巡回表及び新刊案内は石井町HP・インスタグラム(下部QRコード参照)・図書室だよりをご確認ください。		
	阿波食ミュージアム	14:00～15:00			



貸出冊数は、移動図書館車と図書室合わせて10冊です。図書室の貸出期間は14日です。

貸出カードは移動図書館車でも作成できます。(町内現住または通学通勤先が石井町の方のみ貸出可)
し本人確認の出来るもの(保険証・運転免許証等)をご持参ください。カードは図書室と共用できます。

NEW

よりぬき近刊案内

大人の本

『medium 霊媒探偵城塚翡翠』

相沢 沙呼

『このミステリーがすごい!』大賞等のミステリー賞三冠受賞の珠玉の作品です。男性推理作家の香月史郎と霊媒能力を持った主人公城塚翡翠のコンビが織りなす予測不能の最「驚」ミステリーをご堪能あれ。

子どもの本

『あの子の秘密』

村上 雅郁

第2回フレーベル館ものがたり新人賞大賞。誰にもいえない「秘密」をもってる転校生の明来(あくろ)。だれにもみえない「秘密」の友達「黒猫」がいる小夜子。二人の少女と「黒猫」のはてしない心の旅がはじまります。

こどものえほん

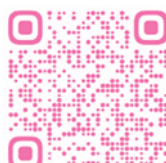
『なんだろう なんだろう』

ヨシタケシンスケ

学校に向かう途中で友達のお母さんから「学校どう? たのしい?」って聞かれたばくは考えます。「そういわれてみると、学校ってなんだろうね?」ふとした瞬間にうかぶ12の「なんだろう?」をテーマに、ばくは徹底研究をはじめます。こどもとおとなと、そのあいだのひとたちへ。「たとえばこんな考え方、どうでしょう?」

★HP・Instagram・巡回地地図のQRコードはこちら★

↓ 石井町 HP ↓ Instagram ↓ 巡回地地図





ご存じですか？ 骨髄バンク

全国には、血液の病気などで「造血幹細胞（血液のもとになる細胞）移植」を持ち望んでいる方が多くいます。

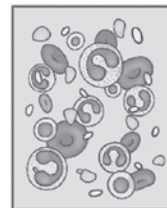
私たちができることの一つに「骨髄バンクのドナー登録」があります。



●「骨髄バンク」ってなに？

骨髄バンクには、**患者**（移植を必要とする人）と**ドナー**（提供に同意した人）の双方が登録をします。その間を仲介し、移植がスムーズに進むように調整するのが骨髄バンク事業です。

国内で骨髄バンクを介して移植を希望する患者さんは、**毎年 3000 人以上**です。



●「造血幹細胞移植」とは？

●移植が必要な主な病気：**白血病・骨髄異形成症候群・再生不良性貧血**などの血液の病気、**悪性リンパ腫、一部の先天性代謝異常症** など

●移植の方法

- ①骨髄移植：ドナーの骨の中心部にある**骨髄**から採取した**骨髄液にある造血幹細胞**を移植する。
- ②末梢血幹細胞移植：ドナーの**末梢血から採取した造血幹細胞**を移植する。
- ③臍帯血移植：臍帯血（へその緒の血）を使用して移植する。

●どうやって「ドナー登録」ができる？

●ドナーになるにはいくつかの条件があります。

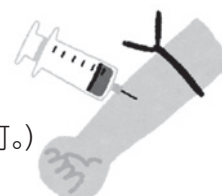
- ①18 歳～ 54 歳の方
- ②健康な方：治療中・内服中でない方、がん・心疾患・脳卒中・ぜんそくけいれん性疾患の既往がない方、収縮期血圧が 90 ～ 150mmHg 以下かつ、拡張期血圧が 100mmHg 以下の方、過去に輸血を受けていない方、血液の病気や貧血でない方、患者に移行する感染症がない方（梅毒、ウイルス性肝炎など）
体重が男性 45kg 以上、女性 40kg 以上で、過度の肥満でない方（BMI が 30 未満の方）
- ③骨髄・末梢血幹細胞提供の内容を十分理解し、家族の同意を得ている方
- ④妊娠中でない方



●上記に合致した場合、以下の方法で登録が可能です。

- (1)骨髄バンク作成のパンフレットを読み、ドナー登録について理解する。
- (2)登録申込書を記入する（パンフレットに掲載。骨髄バンクHPでダウンロード可。）
- (3)登録窓口へ申込書を提出。2 ml の採血を行い、白血球の遺伝子型を登録する。

※登録窓口は献血センター、各保健所です。



登録の詳細・窓口・申込書については、下記をご参照ください。

- 公益財団法人 骨髄バンク ☎ 03-5280-1789 公式サイト：<https://www.jmdp.or.jp>
- 徳島県保健福祉部健康づくり課 ☎ 088-621-2228

4月からごみ収集が変わります！

①「廃蛍光管」「古着・布類」②「金属類」「ワレモノ・陶磁器類」の収集地区が令和2年4月から変わります。

これまで「全地区」として、毎月、町内全域を収集していましたが、4月（偶数月）は、①は石井・浦庄地区のみ、②は高原・藍畑・高川原地区のみ収集し、翌5月（奇数月）は、①は高原・藍畑・高川原地区のみ、②は石井・浦庄地区のみ収集します。

ごみの種類	収集日	対象地区
②金属類 ワレモノ・陶磁器類	3月26日（木）	全地区
①廃蛍光管 古着・布類	3月31日（火）	全地区
①廃蛍光管 古着・布類	4月28日（火）	石井・浦庄
②金属類 ワレモノ・陶磁器類	4月30日（木）	高原・藍畑・高川原
②金属類 ワレモノ・陶磁器類	5月26日（火）	石井・浦庄
①廃蛍光管 古着・布類	5月28日（木）	高原・藍畑・高川原

※ごみ収集カレンダーを見て間違えないように出してください。



「ごみ収集カレンダー」は3月23日(月)発行です！

4月から1年間の「ごみ収集カレンダー」は令和2年3月23日（月）に発行する予定です。

発行日の新聞朝刊への折り込みのほか、石井町役場や清掃センターでも配布します。

町ホームページからダウンロードもできます。

ご希望の方には郵送も可能ですので、環境保全課までご連絡ください。

～土地の適正管理は所有者の責任です～

空き地や隣地との境界付近などの管理は、その土地の所有者の責任です。空き地が適正に管理されず放置されると、火災の危険・ごみの不法投棄・病虫害等の発生・景観の悪化等の問題が発生するおそれがあります。

土地を所有または管理されている方は、雑草等が茂ってご近所の迷惑にならないよう土地の適正な管理をしてくださいますようお願いいたします。



2020年農林業センサスに ご協力ありがとうございました

調査結果は、農林行政諸施策の基礎資料として、広く利活用されます。



農林水産省・徳島県・石井町

小さな掛金、大きな補償

スポーツ安全保険®

対象となる事故

団体・グループ活動中の事故 / 往復中の事故

保険期間

令和2年4月1日午前0時から
令和3年3月31日午後12時まで

補償内容

補償内容は、加入区分によって異なります。
詳しくは、ホームページなどをご覧ください。

例
A1、C、A2区分
の場合

死亡保険金：2,000万円
後遺障害保険金：3,000万円（最高額）
入院保険金：4,000円/1日
通院保険金：1,500円/1日（30日限度）

※事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が対象となります。
※上記に加え、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険も付帯されています。

4名以上の団体・
グループで
ご加入ください。

加入区分・掛金

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども (中学生以下) ※特別支援学 校高等部の 生徒を含む	スポーツ活動	A1	800円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動		
大人 (高校生以上)	上記団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,450円
	スポーツ活動（指導・審判を含む） ※右記年齢の判断は、「令和2年4月1日」と「掛金 の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の 年齢を基準とします。 ※A2区分で対象となる活動も補償されます。	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
全年齢	危険度の高いスポーツ（指導・審判を含む）	D	11,000円

年間掛金には、制度運営費（10円）が含まれます。

公益財団法人 スポーツ安全協会 徳島県支部

〒770-0942 徳島市昭和町三丁目35番地1

〈（公財）徳島県体育協会内〉

TEL 088-655-3660

電話受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く。）



保険の詳しい内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。
※インターネットからも加入受付をおこなっております。

スポーツ安全保険

検索

この広告はスポーツ安全保険の概要についてご紹介したものです。ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明の点がございましたら（公財）スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険（株）までお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社
担当課 公務第2部 文教公務室
TEL 03-3515-4346（平日9:00～17:00）

〈共同引受保険会社（令和2年4月予定）〉

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン日本興亜
大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保
2019年12月作成 19-TC05719

石井町の歴史写真館

— なつかしいふる里にタイムスリップ —

石井の旧道「おうかん」（昭和62年）



※石井町の古い写真を募集しています。
ご提供していただける写真がありましたらご連絡ください。

問 石井町「広報いしい」係 ☎674-1111

第42回

まちのうごき

令和元年12月15日～令和2年2月14日受理分(敬称略)

♡ご結婚おめでとう♡

(徳山 雅也 (高知県)
本田 千晶 (桜 間)

(藤井 公治 (城ノ内)
中西 真美 (鳴門市)

(田中 喬也 (高川原)
日下 悠生 (徳島市)

(五反地剛志 (石 井)
三木 成美 (徳島市)

(富山 裕太 (南 島)
重本 紗妃 (徳島市)

(笠原 慎弥 (阿南市)
大西 絢月 (大 万)

藤川 大輝 } ゆきと 友稀人 (白 鳥)
佳香 }

池谷順一郎 } ゆうと 友翔 (石 井)
紗織 }

梶川 雄樹 } あかり 明莉 (石 井)
奈津美 }

森田 康稔 } か い 楓生 (桜 間)
朱音 }

岩屋 優作 } り な 里奈 (高川原)
いづみ }

佐藤 佳孝 } ま ゆ 舞優 (西高原)
直子 }

瀬尾 典優 } ゆうく 優琥 (石 井)
樹鈴 }

大石 和俊 } ひ な 陽菜 (石 井)
美咲 }

高山 慶 } さ え 紗英 (上 浦)
彩 }

横石 亮太 } ひ な こ 陽向子 (石 井)
仲子 }

鈴木 康弘 } ゆうだい 悠大 (市 楽)
直美 }

樋口 弘法 } えいと 瑛大 (石 井)
カレン }

吉田 祐司 } りつ 律 (石 井)
明子 }

秋山 浩也 } えいすけ 瑛祐 (石 井)
裕香 }

人口

世帯数 10,724世帯

男 性 12,273人

女 性 13,503人

計 25,776人

令和2年3月1日現在



お悔やみ申し上げます

武市 英明 63歳 (西高原)

松田 利明 71歳 (南 島)

秋本 滋子 84歳 (高川原)

佐藤三喜雄 69歳 (石 井)

清水スマ子 87歳 (石 井)

齋藤 公男 60歳 (高川原)

河野 芳勝 68歳 (石 井)

中野 計雄 97歳 (重 松)

大石タマ子 94歳 (内 谷)

高橋ツヤ子 83歳 (平 島)

三井 明人 67歳 (東高原)

永岡 隆治 82歳 (東覚円)

山田 智千 77歳 (下 浦)

吉田恵美子 87歳 (石 井)

鈴江 英生 87歳 (下 浦)

坂尾 親子 82歳 (下 浦)

坂東 一彦 68歳 (石 井)

工藤 敏夫 86歳 (諏 訪)

大久保浄人 85歳 (下 浦)

市原 都子 87歳 (石 井)

※広報掲載については、石井町へ届け出された方で掲載を希望された方のみ、掲載しております。

🎂お誕生おめでとう🎂

谷口 弘明 } はるき 遥紀 (石 井)
智美 }

久米 紫穂 } りつ き 律輝 (高川原)
礼華 }

上田 直弘 } わ か 和佳 (天 神)
陽子 }

大上 雅史 } ほ の か 穂乃果 (石 井)
由香 }

和田健太郎 } あい か 逢花 (石 井)
絵美子 }

中村 和貴 } えいと 栄斗 (第 十)
百花 }

町長コラム

1日1日を大切に

石井町長 小林 智仁

3月1日は行く、2月は逃げる、3月は去る。日々の予定をこなしていくだけで、瞬間に過ぎる1日。ついこの間、新年の挨拶をしていたかと思えば、早くも1年の4分の1が過ぎようとしていきます。日常の忙しさにかまけて、今日やるべきことをいついつ明日へと延ばしてしまう。たまの休みには何処かへ出かけようと思っても、いざとなると億劫でドラダラと過ごしてしまう。この3ヶ月を振り返ると、そのようなことが多かったように感じています。『人生は何事も為さぬにはあまりにも長いが、何事かを為すにはあまりにも短い』これは、短編小説『山月記』の作者として知られる中島敦さんの言葉ですが、正に時間には有限、限りがある中で、如何に1日1日を大切に過ごしていくことが大事かということを考えてくれる言葉です。今日という日は、残された人生の中で常に最初の1日。何かをするのに遅すぎることもなければ、早すぎるということもありません。気持ち新たに、1日1日を大切に積み重ねていきたいと思えます。

遺作展の売上金 石井小学校へ寄付

町内美術愛好家でつくる「石井美術の会」初代会長である富野徳さんの油絵遺作展が、昨年12月に中央公民館で開催され、絵の即売による売上金総額112万8千円が石井小学校へ図書購入費用として寄付されました。

富野さんは1905（明治38）年生まれの開業医で、独学で油絵を描き1969年発足の「石井美術の会」初代会長に就任され、ほかに県展審査員もされた方です（1999年死去）。

遺作は富野さんの自宅兼医院（石井小学校北側）に保管されていた油絵で、この建物の取り壊しに伴い保管場所を失うため、ご遺族の相談を受けた石井美術の会が遺作展を開催しました。

遺作展には、1970年から80年代にかけて国内外で描かれた風景画を中心に123点が展示され、1点当たり約1万円から5万円で全て販売されました。

寄付された売上金は、石井小学校内に「富野文庫」を創設して必要な蔵書購入等に充てられ、児童の育成に活かされます。



（写真は、中央公民館へ寄贈された作品）

問 石井美術の会（海原会長） ☎ 674-0961



1/5

消防出初式



石井中学校体育館で行われ、長年にわたり消防活動等に功労のあった団員の方々へ表彰状や感謝状が贈られました。



1/19

石井町防災訓練



『防災ウォーキング、こどもも、おとなも、歩いてみよう!』をテーマに、最寄りの小学校まで避難に要する時間を計ったり、避難経路を確認しながら、約1,400名の方々が歩いて避難をされました。各小学校では、名西消防組合によるAED講習及び起震車・煙体験、名西郡医師会・石井町防災士会による講座、消防団員による物資搬入など、災害への備えの重要性を実感した訓練となりました。

2/3

児童生徒表彰



「石井町子ども育成に関する条例」による児童生徒表彰が行われ、小中学校児童生徒23名が表彰されました。おめでとうございます。

2/26

家の光協会会長賞受賞



昨年11月に行われた家の光大会において、J A名西郡女性部の宮内あきさんが優勝しました。福岡県で開催された第62回全国家の光大会では、徳島県の代表として家の光協会会長賞を受賞しました。

2/2

スポーツ少年団体駅伝大会



寒空の中、OK いしいパークに集まったスポーツ少年団体の子ども達。たくさんの声援を受け、優勝を目指し精一杯の力で走り抜けました。男子Aクラスの部は石井サッカースポーツ少年団Aが、男子Bクラスの部は高原クラブスポーツ少年団が、女子の部は石井ボンバーズAがそれぞれ優勝しました。

徳島駅伝 名西郡チーム 6位入賞!! (1月4日～6日)



恒例の徳島駅伝。チーム一丸となって、たすきをつなぎ、新春の阿波路を力走しました。たくさんの温かい声援が送られ、名西郡チームは最後まで諦めず、総合第6位入賞・区間1位が2名と健闘しました!!

2/10

先端畜産システム開発施設内覧会



徳島大学生物資源産業学部で、実験用豚舎となる先端畜産システム開発施設の内覧会があり、地元住民の方が説明を聞き、施設内の見学をされました。

2/9

文化財防火訓練



文化財防火デー（1月26日）にあわせ、田中家（藍煙）からの出火を想定した訓練。模擬の文化財の搬出や放水消火活動などの訓練を実施しました。



桜まつり

桜並木をライトアップ。

夜桜見物を

お楽しみください。

農業大学校跡地周辺

日時 3月25日(水)～4月上旬

ライトアップ 午後6時～午後9時

問 石井町商工会 ☎674-1292



桜ウォーキング

4月5日(日)

主催：NPO 法人 四季の会



藤まつり 4月15日(水)～5月3日(日)

【期間中のイベント】 場所：地福寺境内

「藤の花 in いいい 健康ウォーク」※要事前申込

4月26日(日)午前 8 時～午前 11 時

「写真撮影会」 4月26日(日)午後 1 時～午後 3 時

「元祖祭」 5月 1 日(金)午前 10 時～

問 石井町商工会 ☎088-674-1292

※広報いいい作成時には開催予定のイベントも、
新型コロナウイルスの影響で
中止・延期等になる可能性があります。

ふれあい広場



みんなの
ページだよ！

Instagram

▽アカウント名▽

town_ishii



「広報いいい」が変わります

令和2年4月から毎月15日に発行します

☆ 新しい情報を早く、お届けできるようになります。

☆ ふれあい広場の応募締切りが発行月の月末になります。短歌・俳句・川柳等は、応募タイミングにより掲載が1月先にずれる場合があります。

綴り穴は廃止します

☆ 穴を開けないことで、ほんの少し経費削減できます。

(裏面に中心ラインを記載します。穴を開ける際にはご活用ください。)

広報モニター 募集

石井町在住の18歳以上の方で、広報事業にご意見を
いただける方が対象です。
ご協力、お待ちしております。



問 総務課 ☎674-1111

短歌・俳句・川柳紹介

コンビニの元旦休業都会だけ店員話す地方は開くと

孫息子スーツ姿に身をつつみ幼なじみと二〇の門出

ホワイト夫婦ポールウォークの続きは富良野蔵王で雪との戯れ

殊の外今年は咲けり石路の花冬枯れの庭黄を際立たさせて

冬の朝気合いを入れてこいでゆく赤い花咲くあの曲り角

誕生日祝いくれし子や孫のやさしさふれる余生のひとつき

ゆらゆらとふたり仲よく寄ってくるユニットバスにも香るゆずの子

カーテンの裾で丸まり鼻を出し日向ぼっこねあの頃のサブ

立春も過ぎれば花も顔を出し朝つゆ受けて仄かな香り

1月の句忘れてたのよはげまされ

サクラサク受験生にも春届く

話すれば人それぞれの物語

フィッシング魚は釣れず足が吊る

大寒に川辺のかももワンチーム

余計事尋ねて医者に血を採られ

馬と鹿仲良しだから馬鹿なのね

大草 正子さん(城ノ内)

中山 幸子さん(関)

長野 文夫さん(桑島)

一宮 一郎さん(石井)

中川美智子さん(下浦)

井上 澄子さん(加茂野)

内藤 睦久さん(下浦)

大西 典子さん(国実)

遠藤 藤恵さん(城ノ内)

泉 史子さん(下浦)

伊澤 慶子さん(城ノ内)

石黒 裕人さん(竜王)

宮内 信一さん(天神)

清崎 礼子さん(城ノ内)

井内 宏さん(天神)

遠藤 達郎さん(城ノ内)

●4月号へ掲載をご希望される方は、お早めにご応募ください。(3月31日必着)

図書カード・ふじっこちゃんグッズを当てよう！広報クイズ

○に入る数字・言葉は何でしょう。

【問1】 不要な軽自動車等は、○月○日までに廃車・譲渡の手続きを！

【問2】 令和2年4月から「廃蛍光管」「古着・布類」と、「金属類」「○○○○・陶磁器類」の収集地区が変わります。

※記入例

【問1】 ○月○日

【問2】 ○○○○

住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)、広報へのご意見・ご感想など

ハガキに記入例のように答えを書いて、応募方法により**3月31日(火曜日)**役場必着でご応募ください。抽選で、「**1,000円の図書カード**」(5名)、または「**ふじっこちゃんメモ帳・ボールペン・鉛筆セット**」(5名)を進呈します。

※1月号の答え「①危ない ②ごみ出し」

1月号の応募総数は43通でした。たくさんのご応募ありがとうございました。

※当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。ご了承ください。

【今号のふじっこちゃんグッズ】
文房具セット

応募方法

●ハガキで

◆広報クイズ

◆短歌、俳句、川柳

◆イラスト(かならず黒の油性ペンで書いてください・カラー不可)

◆四コマ漫画

◆サークル紹介

◆作って欲しいコーナー・教えて欲しい事など

●封書で

◆赤ちゃん紹介、かわい
いペット紹介など(写真にコメントも添えて送ってください)

◆広報いしいの表紙やいいスナップを飾る写真(未発表作に限ります)

〒779-3295
高川原字高川原121-1
石井町役場
「ふれあい広場」係

住所・氏名(フリガナ)・年

齢(または学年)をかならず書いて郵便でお送りください。

なお、応募多数の場合は掲載できない場合があります。

また、応募ハガキ等はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

注意!

新型コロナウイルスの感染症について

- ウイルス性の風邪の一種です。
- 感染から発症までの潜伏期間は、**1日から12.5日**とされています。
- 「**飛沫感染**」と「**接触感染**」が主体です。

専門家会議によると

- ほとんどが無症状ないし軽症で既に回復した方もいる
- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさを訴える方が多い
- 高齢者・基礎疾患を有する方は、重症化するリスクが高い

感染拡大を防ぐため、ひとりひとりが、しっかりと予防対策を行ってください。

こまめな
うがい・手洗い



アルコール消毒



マスクは鼻・口をしっかりと覆う。

3つの

咳エチケット



マスク着用

マスクがない時...



ティッシュや二の腕で
鼻と口を覆う

- ☐ できるだけ人混みは避ける
- ☐ 風邪の症状が見られる時は、自宅で
安静・静養
- ☐ 体温を測定し、記録をする

- 症状はないが、心配・気になる方 ●
- 一般的な相談(24時間対応可能)
- 徳島県健康づくり課感染症・疾病対策室
- ☎ 0120-109-410

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が
4日以上続いている方
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)
がある方
- 徳島保健所 ☎ 088-602-8907